

○千歳市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

昭和48年9月29日条例第25号

改正

昭和53年4月1日条例第13号

昭和54年1月1日条例第2号

昭和54年4月1日条例第6号

昭和58年2月1日条例第4号

昭和59年10月1日条例第20号

昭和60年1月1日条例第2号

平成6年12月20日条例第35号

平成7年7月7日条例第29号

平成10年6月23日条例第18号

平成11年3月24日条例第4号

平成12年12月15日条例第50号

平成13年7月17日条例第16号

平成14年9月20日条例第24号

平成14年9月20日条例第27号

平成15年3月24日条例第10号

平成16年6月15日条例第20号

平成18年9月19日条例第47号

平成19年4月1日条例第15号

平成20年4月1日条例第12号

平成20年6月12日条例第21号

平成22年3月24日条例第19号

平成24年6月19日条例第11号

平成26年6月16日条例第18号

千歳市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。）に該当するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医師において重度の知的障害と判定又は診断された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であつて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当するもの

2 この条例において「母」、「父」及び「児童」とは、次に定めるところによる。

- (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 18歳未満の者（18歳に達する日から当該達する日の属する年度の末日までの間にある者を含む。以下同じ。）を監護している者

ロ 20歳未満の者（20歳に達する日から当該達する日の属する月の末日までの間にある者を含む。以下同じ。）を扶養している者

- (2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、前号イ又はロのいずれかに該当するものをいう。

- (3) 「児童」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

イ 母又は父に現に監護されている18歳未満の者。ただし、特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては、在学する期間（20歳に達する日の属する月の末日までを限度とする。）を含むものとする。

ロ 母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている20歳未満の者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）

4 この条例において「医療費」とは、助成の対象となる者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法の規定による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときの給付額とを合算した額が、当該医療に要する費用の額に満たないときのその満たない額をいう。

5 この条例において「一部負担額」とは、医療保険各法の規定により医療を受けた場合の規則で定める額をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、医療保険各法の規定により指定訪問看護を受けた場合の規則で定める額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、医療保険各法の規定により負担すべき健康保険法第85条第2項の食事療養標準負担額をいう。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、医療保険各法の規定により負担すべき健康保険法第85条の2第2項の生活療養標準負担額をいう。

9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該医療保険各法の規定により付加給付されるもの及び国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられている場合の当該減じられた割合に相当する額をいう。

（助成の対象）

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者は、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準ずるものとして市長が認める者で、次の各号のいずれにも該当しない医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条に規定する医療扶助を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する児童福祉施設に入所し、措置医療を受けている者
- (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 所得の額が規則で定める額以上である者
 - ロ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が規則で定める額以上である者
 - ハ 高齢者医療確保法の規定による医療を受けることができる65歳以上75歳未満の者で、同法第50条第2号の認定を受けないもの
 - ニ 高齢者医療確保法の規定による医療を受けている者（同法第67条第1項第2号に掲げる者及び規則で定める者を除く。）
 - ホ 医療保険各法（高齢者医療確保法を除く。）において同法の医療給付と同等の給付が受けられる者であつて、当該医療保険各法の規定による医療を受けることができる間にあるもの
- (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当するもの
 - イ ひとり親家庭であつて、母又は父の所得の額が規則で定める額以上であるもの
 - ロ ひとり親家庭であつて、母又は父の生計を主として維持する扶養義務者の所得の額が規則で定める額以上であるもの
 - ハ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童であつて、その養育者の所得の額が規則で定める額以上であるもの
 - ニ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童であつて、その養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が規則で定める額以上であるもの

（助成の額）

第4条 市が助成する額は、医療費（第2条第1項第3号に掲げる者にあつては入院に係るものを除き、母及び父にあつては入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）から一部負担額、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の一部負担額、基本利用料、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を減額して控除し、又は控除しないことができる。

(助成の申込み)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、規則で定める申込書を市長に提出しなければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があつた場合において、医療費の助成を受けることができる者であると認めるときは、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、その助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 市長は、特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該助成する額を受給者に支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなつたとき。
- (3) 医療保険各法における被保険者、組合員又は被扶養者としての資格に変更等があつたとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 受給者は、この条例による助成を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があつたときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、受給者が助成の対象となつた疾病又は負傷について第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度内において助成する額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例施行の日以後の医療に関する経費から適用する。

附 則（昭和54年1月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例施行の日以後の医療に関する経費から適用する。

附 則（昭和54年4月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例施行の日以後の医療に関する経費から適用する。

附 則（昭和58年2月1日条例第4号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（千歳市重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 改正後の千歳市重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年10月1日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定による改正後の千歳市重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年1月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年12月20日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の千歳市重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第7項中「健康保険法第43条の17第2項に規定する厚生大臣が定める額」とあるのは「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成7年7月7日条例第29号）

この条例は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成10年6月23日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の千歳市重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第1項第1号の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月24日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第50号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月17日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月20日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市乳幼児医療費助成条例、千歳市重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び千歳市老人医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年 3 月24日 条例第10号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 6 月15日 条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月19日 条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 4 月 1 日 条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 4 月 1 日 条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月12日 条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条

例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月24日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の千歳市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 6 月19日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月16日条例第18号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。